

NPO法人の設立と実務 Q&A

2008年2月20日

移行等支援 Q&A Vol.1

千葉県障害者就労事業振興センター

〒260-0856 千葉市中央区亥鼻2-9-3
TEL:043(202)5367 FAX:043(202)5368

本「Q&A集」は、先般開催いたしました「NPO法人の設立と実務研修会」において参加者のみなさまから寄せられた質問への回答をとりまとめたものです。さらに詳しい説明を求められる方、また新たなご質問につきましてもいつでもご遠慮なく振興センターにお問い合わせ下さい。

■ ■ NPO設立に関すること

Q1. NPOで「社員」と「会員」の違いは何か？

A. NPO 法でいう「社員」は一般企業でいう「社員」とは異なり、法人の総会で議決権を有する会員のことで、社員の定義は定款に定めます。多くの団体では、「正会員」といった名称を使用することが多いようです。また、NPO 法人は 10 名以上の「社員」を有する必要があります。

Q2. 理事長は「社員」から選ぶのか？

A. 理事は、それぞれの事情に応じて(会員から、あるいは会員以外から選びたいなど)定款に定めることができます。理事長の選任については、理事の中から選ぶことが求められており、従って会員あるいは会員以外からも選任できますので、その旨定款に定めることになります。「千葉県NPO情報ネット <http://www.chiba-npo.jp>」に公開されているモデル定款をもとにご検討されることをお奨めします。

Q3. NPO設立にかかるお金はどれ位か？

A. 設立するのに費用がかからないという点がNPO法人の大きな特長です。株式会社などとはそもそもの事業の目的が違いますから単純な比較はできないのですが、費用という点ではNPO法人はとても設立が容易だと言えます。資本金、定款にかかわる印紙代等諸費用、登録免許税などがNPO法人の場合一切不要です。

■ ■ NPO運営に関すること

Q4. 理事長は給料はもらえないのか？

A. 理事長がもらう収入は役員報酬となります。税法上、使用人兼務役員が認められていますが、その中には理事長は含まれていませんので給与にはなり得ないことになります。これらは税法上のことであり、NPO法上も同様に解釈すべきだという理由になりませんが、実務処理上は税法の考え方に沿った処理をされた方がよいでしょう。

理事については職員を兼務していれば職員としての給料をもらうことはできます。もちろん役員報酬をもらうこともできます。(ただし、役員報酬については総役員数の 3 分の 1 以下の人数しかもらえません。)また、監事については職員を兼務できません。

Q5. 労働保険(雇用保険・労災保険)、社会保険(厚生年金・健康保険・介護保険)は必ず入らなければならないのか？

A. 原則として NPO 法人は、有給職員を一人でも雇用した時、労災・雇用保険の強制適用事業所とされます。また、健康保険・介護保険と厚生年金は、法人であれば強制適用です。NPO 法人も「法人」である以上強制適用になります。なお、パートタイマー等の扱いですが、1 日の所定労働時間・1 ヶ月の勤務日数が正規職員の 4 分の 3 以上である場合は加入させる必要があります。

Q6. 資金調達の方法は？

A. NPO 法人の資金調達の方法は、大きく分けると、①会費、寄付金 ②助成金、補助金 ③事業収入の 3 つがあります。NPO 法人は、今まで銀行からの融資が難しい状況でした。しかし今では中央労働金庫などがNPO支援融資を行っています。徐々に NPO が融資を受けやすい環境が整ってきています。その他、日本財団など各種団体の助成金事業もあります。各市町村社協や「千葉県NPO情報ネット」で情報が収集できます。

Q7. 就業規則を作る必要はあるのか？

A. 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければならないのは、労働者を常時 10 人以上雇用する場合です。雇用者数がそれ以下であれば、雇用契約書さえキチンと取り交わしていればその必要はありません。そのような場合でも通常は、(就業規則に準じた内容の)「運営規則」を作成します。

Q8. 職員の確保・育成が困難であるが？

A. 景気の回復(最近、また様子が変わりつつありますが)により大手企業が積極的に人材採用に動き出した結果、一般の中小企業でさえ人材の確保は逆に難しくなっている状況です。まして雇用条件面で十分な対応力を持たない障害者福祉の世界では一層厳しいというのが現実でしょう。さらに法人化や新体系への移行は今までに無かった事務業務もこなさなければなりません。人材の確保及び育成はどの施設にとっても大変困難な課題です。

しかし、高い意識を持った若者はいつの時代にも必ずいます。また、定年を迎え、社会に貢献したいという意欲をもった団塊の世代を仲介する事業に各自治体などが取り組んでいます。各地のハローワークはもちろん、県社協福祉人材センター(043-247-2844)、ちば仕事プラザ(043-273-4510)、千葉人材銀行(043-238-8200)、地域創造ネットワークちば(043-270-5601)、シルバー人材センター(043-227-5112)や民間のインターネット求人サイト等、無料で利用できるあらゆるチャネルを手間を惜しまず活用しましょう。職員の待遇については新体系への移行の中で改善の余地を探ってみましょう。また、振興センターでは職員を対象とした意識・技能向上を目的とする研修も行っています。是非とも、ご利用下さい。

■ 会計に関すること

Q9. 「区分経理」とはどのようなことか？

A. NPO法上では、その行う特定非営利活動に支障がない限り、当該特定非営利活動にかかわる事業以外の事業を行うことができるとされています。

- ・特定非営利活動に係わる事業(「本来事業」と言います)
- ・特定非営利活動以外の事業(「その他の事業」と言います)

これらは区分経理を行って、それぞれの収支を所轄庁(県または内閣府)に報告しなければなりません。ただし、事業内容をよく吟味し、あえて「その他事業業」を定款に定めなければ、わざわざ経理を区分する必要はなくなります。

一方、法人税法上の収益事業を行っている場合には、収益事業に対してのみ、法人税が課税されるため、収益事業・非収益事業を、きちんと区分経理する必要があります。

		NPO法上	
		本来事業	その他の事業
法人税法上	非収益事業	非課税	非課税
	収益事業	課税対象	課税対象

Q10. NPOが支払う税金で減免措置はないのか？

A. 代表的な例で法人税、法人住民税、印紙税についてご説明します。

法人税が課税される事業のことを収益事業といますが、これには例外措置があります。法人税法施行令第5条第2項には、収益事業に含まれないものとして、「その事業に従事する次に掲げる者がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの」とあります。大きく分類すれば、①障害者、②生活保護者、③寡婦、④65歳以上の者などが半数以上従事しており、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているのであれば、法人税法上の収益事業とはならないということです。この例外措置に該当すれば、収益事業に該当しません。

法人住民税の均等割も減免制度のある自治体においては減免の対象となるので4月(自治体によって異なる)に各市町村役場と県税事務所で減免申請の手続きを行ってください。

また、印紙税法の17号1文書に該当する領収書については、NPO法人は非課税になるので印紙を貼る必要はありません。

Q11. 利益を出して職員の給料を昇給することは「利益の分配」に当たらないのか？

A. 非営利とは、お金をもらわないで(無償)活動するということではありません。営利の会社は利益を出し、株主(投資者)へ配当するという仕組みがありますが、NPO 法人では活動の結果の利益を分配してはいけません。出た利益は次の公益活動に充当していくということが非営利という意味です。一般的には、給与やその他の活動に必要な経費の支払いは分配でないので昇給に当てることはまったく問題ありません。ただし、障害者施設の場合、利用者の作業で得た収益を直接に職員の人件費には回せませんので、利用者の工賃をしっかり確保しながら経費を十分に賄っていき売上努力が重要です。

Q12. NPO専用の会計ソフトはないか？

A. 現金の動きが少ないのであれば、研修会で説明のあった多桁式で充分対応可能です。「多桁式現金出納帳」でインターネット検索をかけると、無料でフォーマットをダウンロードできるサイトがたくさん出てきます。気に入った様式を探してみてください。記帳件数が多いところ、事業内容が複数あるところ、これからのことを考え少しでもパソコンでの業務処理に慣れておきたいところなどにとっては、パソコンによるNPO専用の会計ソフトが多数販売されています。振興センターでも使用していますので、直接お問い合わせ頂ければご紹介いたします。

■ ■ 新体系移行に関すること

Q13. 最低いつまでに法人格を取得しておかなくてはならないか？

A. NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、県庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2カ月間、縦覧されることとなります。

千葉県では、申請書の受理後3カ月以内に認証又は不認証の決定を行なうことになっています。設立の認証後、2週間以内に登記をすることにより法人として成立します。申請前に定款等の書類作成に最低でも2～3ヶ月要するものと思われますので、全体で半年位はかかると考えてください。

現行補助金制度の今後の取り扱いは市町村ごとに異なります。市町村窓口にご確認の上、上記準備期間を勘案し新体系への移行日程を設定する必要があります。法人格取得へ向けて早めにキックオフしておいた方がよいことは言うまでもありません。

Q14. 利用者が増えたら地域活動支援センターⅢ型からⅡ型へと移行できるのか？

A. 小規模作業所からの移行を想定したⅢ型に対して、Ⅱ型は事業内容において相違点はありません。要件として求められるのは、実利用人員;概ね10人以上→概ね15人以上、職員配置;2名(うち1名非常勤可)→3名(うち2名非常勤可)の2つです。従って、この要件を満たせば、可能であるとは言えます。ただし、地域活動支援センター自体が市町村事業となっているため、市町村が個別に判断することになりますので、ご希望されるのであれば、早めに市町村窓口にご相談の方がよいでしょう。

Q15. 地域活動支援センターに移行した場合、補助金はどれ位になるのか？

A. 「行政説明」のレジュメにもありますように、地域活動支援センターの「基礎的事業分(=地方交付税による自治体補助事業)」では、補助額600万円となっています。これは但し書きにもあるように、厚労省調査による小規模作業所に対する自治体補助の実績平均額ですので、各市町村によって異なります。さらに上乘せ部分として「機能強化部分(=国庫補助加算標準額)」、Ⅰ型600万円、Ⅱ型300万円、Ⅲ型150万円があります。それ以外にも現時点でさまざまな経過的補助事業がありますので、各市町村窓口で確認して下さい。